

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 SPOTIX

有料職業紹介事業許可番号/27-ユ-305300

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の事項を明示いたします。

・取扱職種の範囲

当社の取扱職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）

取扱地域の範囲：日本全国

・手数料に関する事項

求職者からの手数料

求職者から受領する手数料：職業紹介に関する求職受付の際、手数料は一切頂きません。

求人者からの手数料

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

【成功報酬】

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%を上限として別途定める。

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

求人者の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス

【成功報酬】

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%

・返戻金制度に関する事項

求職者が、入社日以降、明らかに求職者本人の責に帰すべき事由により解雇された場合または自己都合により退職した場合であり、かつ、その合理的な証跡（解雇通知書、退職届等）を求人者が当社へ提出した場合、または求職者がその事実を当社に認めた場合に限り、当社は、求人者の請求により、紹介手数料の一部を、以下の各号のとおり返還します。ただし、その名目上または形式上の理由にかかわらず、求職者の退職が、求人者が求職者に通知していた処遇その他の労働条件が採用決定時の実際の労働契約の

内容と異なることに起因する場合、または求人者の法令違反行為に起因する場合、その他求人者の責に帰すべき事由に起因すると当社が合理的に判断した場合には、当社は返還金の支払い義務を負わないものとします。また、求人票の作成画面等において、別途求人者および当社が合意した場合には、当該合意に基づいて返還金を返還するものとします。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合 80%

(2) 入社後 2 ヶ月以内に退職した場合 50%

(3) 入社後 3 ヶ月以内に退職した場合 30%

尚、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

・苦情の処理に関する事項

苦情処理の責任者は、事業所の職業紹介責任者となります。

苦情の申出があった場合には迅速かつ誠意をもってご対応いたします。

【お問合せ先】

株式会社 SPOTIX 職業紹介責任者

ご連絡先：info@spotix.jp

・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は職業紹介責任者となります。

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

取扱者は個人の情報に関して当該情報の本人からの情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があり、当該請求が客観的事実に合致するときは遅滞なく訂正を行います。